

令和５年度 小鹿野町の指名停止等一覧表

令和５年４月１０日現在 総合政策課

No.	会 社 名	所在地	指名停止期間又は町の対応	指名停止等の事由
1	株式会社Ｓ・Ｅｆｒｏｎｔｉｅ r	埼玉県秩父郡小鹿野 町小鹿野４８６	令和５年 ４月１１日から 令和５年 ５月１０日まで (１月)	秩父広域市町村圏組合が発注した横瀬町町道３１ ８９号線外配水管布設替工事において、過積載 が行われているとの通報があり、当該工事の監督 員が調査したところ、過積載の事実が確認された ため。
2	青木あすなろ建設株式会社	東京都千代田区神田 美土代町１番地	令和５年 ４月１１日から 令和５年 ５月１０日まで (１月)	岩手県内における送水路工事において、変更契約 を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行 い、過大な金額で変更契約を行った。 このことが建設業法第２８条第１項第２号に違反 するとして、令和５年３月１７日に国土交通省関 東地方整備局から監督処分（同法同条第３項の規 定に基づく営業停止処分）を受けたため。
3	アルフレッサ株式会社	東京都千代田区内神 田一丁目１２番１号	令和５年 ４月１１日から 令和５年 １２月１０日まで (８月)	(1)公正取引委員会から独立行政法人国立病院機 構が発注した医薬品の入札について共同して受注 予定者を決定し、受注予定者が受注できるように することで、医薬品の取引分野における競争を実 質的に制限していた行為は独占禁止法第３条の規 定に違反するとし、令和５年３月２４日、排除措 置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 (2)左記業者は、令和３年１月８日から令和３年 ８月７日までの間、入札参加停止措置（別表第２ 第４号（独占禁止法違反行為））を受けており、 入札参加停止期間の特例（入札参加停止期間２ 倍）に該当する。